

社会福祉法人等指導監査実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課、高齢福祉課、障害サービス課及び生活援護課並びに子どもみらい部次世代育成課（以下「監査担当課」という。）が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設等（以下「施設等」という。）に対する指導監査の実施に関し必要な事項を定め、これに基づき統一的かつ効率的な指導監査を行うことにより、福祉サービス利用者の利益を保護し、適正で円滑な法人運営及び社会福祉事業の経営を確保することを目的とする。

（基本方針）

- 第2条 指導監査は、別表に掲げる根拠法令に基づき、法人の運営状況及び関係法令に定められた施設の最低基準の遵守状況等について調査又は検査し、国、県の通知に基づく指導事項について、本県における法人及び施設等の運営の実情を踏まえ実施するものとする。
- 2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題の指摘にとどまることなく総合的評価に努め、運営水準の向上のため必要に応じ助言、指導を行うものとする。
- 3 指導監査をより効果的かつ効率的に実施するため、国が定める監査の主眼事項（重点事項）及び本県の前年度における指導監査結果の問題点等を十分に考慮して、毎年度当初に、指導監査に係る指導監査実施方針及び指導監査重点事項を定めるとともに、実施計画を策定するものとする。実施計画は、年度中、必要に応じて見直すことができる。
- 4 実施計画の策定にあたっては、指導監査対象に係る情報交換を密にする等、事業主管課及び監査担当課が相互に連携をとるものとする。

（指導監査の対象）

第3条 指導監査の対象は、別表に掲げる知事が所管する法人及び施設等とする。

（関係課連絡調整会議）

- 第4条 法人及び施設等の適正な運営を確保するため、関係課連絡調整会議を設置する。
- 2 関係課連絡調整会議の設置運営については、別に定める。

（指導監査の実施）

- 第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。
- 2 一般指導監査は、定期指導監査と臨時指導監査とする。
- 3 定期指導監査は、第2条第3項に定める年間の実施計画に基づき、原則として、次のとおり実施する。
- (1) 別表に掲げる法人に対する定期指導監査は、法人本部の運営や当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、特に大きな問題が認められない場合は、3年に1回実地により実施する。ただし、厚生労働省が定める指導監査ガイドラインに基づく一定の要件を満たすと認められる場合は、4年又は5年に1回実地により実施することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、国が特例的扱いについて通知を発出した場合は、実地によらず、書面及びリモートの手法のみによる定期指導監査を特例的に実施することができる。
- (3) 別表に掲げる施設等に対する定期指導監査は、原則として3年に1回実地により実施する。ただし、施設運営等に特に大きな問題が認められない場合は、4年に1回実地または集合により実施することができる。
- (4) 前号の規定にかかわらず、児童福祉施設に対する定期指導監査は、毎年度実地により実施する。ただし、施設運営等に特に大きな問題が認められない場合は、2年に1回実地により実施することができる。
- また、施設運営の状況等を勘案し、実地による監査が必ずしも必要でないと認められる場合には、例外的

に実地によらない書面等で監査することができる。

(5) 第3号の規定にかかわらず、救護施設に対する定期指導監査は、毎年度実地により実施する。ただし、施設運営等に特に大きな問題が認められない場合は、2年に1回実地により実施することができる。

(6) 第3号の規定にかかわらず、障害者支援施設等に対する定期指導監査は、原則毎年度の実地監査とするが、前回の実地監査の結果、適正な運営がおおむね確保されている施設（障害児入所施設等を除く。）について、書面により実施することができ、障害児入所施設等については書面及びリモートで実施することができるものとする。

また、運営に大きな問題が認められない施設については、3年に1回とする。

(7) 前各号の規定にかかわらず、災害の発生等特段の事由により、実地による指導監査の実施が困難と判断される場合には、自治事務に係る監査に限り実地に代えて書面による指導監査を実施することができる。この場合における指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等は別に定める。

4 臨時指導監査は、法人及び施設等の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でおそれがあると認められる場合、随時実施する。

5 特別指導監査は、運営等に重大な問題を有する法人及び施設等を主な対象として、随時実施する。

6 指導監査において重大な問題が認められた法人及び施設等並びに不祥事の発生した法人及び施設等に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施するものとする。

7 臨時指導監査及び特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(指導監査の留意点)

第6条 指導監査は、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、つとめて代表者等の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

2 指導監査の過程においては、相互信頼を基礎として十分に意見の交換を行い、指導監査が適正かつ円滑になされるよう留意するものとする。

(指導監査の実施方法)

第7条 指導監査対象となった法人及び施設等の運営状況をあらかじめ把握するため、事前に当該法人等に対し別に定める監査資料の提出を求めるものとする。

2 指導監査は、法人及び施設等の運営等について、代表者等から説明を聞き取り、必要に応じて関係施設、設備及び帳簿、書類を確認するほか、監査資料に基づいて実施するものとする。

3 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関その他施設等に関係する者に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

4 実地で行う定期指導監査（以下「実地指導監査」という。）の実施に当たっては、原則として、実施日の1か月前までに監査の対象、実施日時等の内容を明示し、法人等の代表者等あて文書で通知するものとする。

5 実地指導監査は、法人の事務所又は施設等において実施するものとする。ただし、必要に応じて、それ以外の方法等により実施することができるものとする。

6 実地指導監査は、複数の職員をもって実施するものとする。

(合同指導監査の実施)

第8条 指導監査に当たっては、必要に応じて法人に対する指導監査と、当該法人が経営している施設等に対する指導監査を合同で実施することができる。

(指定都市、中核市及び一般市との連携)

第9条 監査担当課は、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市（以下「指定都市等」という。）において施設等を経営している法人に対する指導監査の実施に当たっては、当該施設等の指導監査を所管する指定都市等と十分

連携を取りながら指導監査を実施するものとする。また、必要に応じて、当該指定都市等と連携し、当該指定都市等が、県所管法人が経営している施設等に対して行う実地指導監査と同時に実施することができる。

- 2 監査担当課は、県所管法人のうち、指定都市等が所管する施設等を経営している法人に対する指導監査結果及び指定都市所管法人が経営している施設等に対する指導監査結果については、当該指定都市等への情報提供に努めるものとする。
- 3 監査担当課は、神奈川県内の指定都市等を除く市（以下「一般市」という。）が所管する法人が経営している施設等に対する指導監査に当たっては、当該法人の指導監査を担当する当該一般市と十分連携を取りながら指導監査を実施するものとする。また、必要に応じて、当該一般市と連携し、当該一般市が所管する法人に対する実地指導監査と同時に、実施することができる。
- 4 監査担当課は、一般市が所管する法人が経営している施設等の指導監査結果については、当該一般市への情報提供に努めるものとする。

（都道府県等との連携）

第10条 法人が複数の都道府県で施設等を経営している場合については、法人及び施設等の指導監査を所管する都道府県等と十分連携を取りながら指導監査を実施するとともに、当該法人の指導監査を所管する当該都道府県及び当該法人が経営している他の施設等を所管する当該都道府県等に対し、指導監査結果の情報提供に努めるものとする。

（指導監査結果の処理）

- 第11条 実地指導監査の担当者は、実地指導監査終了後、現地において関係役職員の出席を求めて監査結果の講評を行うものとする。
- 2 指導監査の担当者は、速やかに監査結果の復命書及び監査結果通知案を作成し、課長決裁を受けるものとする。ただし、社会的に影響を及ぼす事案等については、部長決裁とする。
 - 3 文書で指摘を要する事項については、法人に対する監査は国が定める指導監査ガイドラインに基づき、施設等に対する監査は別に定める監査の指導基準を参考とし、当該法人及び施設等の実態に即して決定し、当該法人等の代表者等に改善結果（計画）の報告期日を定めて通知し、報告を求めるものとする。
 - 4 法人等に文書で指摘した事項については、理事会、運営委員会等への改善内容の報告を求めるとともに、特に指定した事項については、理事会、運営委員会等における改善は正措置の検討を求めるものとする。
 - 5 第3項の規定に基づき改善結果（計画）の報告を求めるに当たっては、様式1及び次に掲げる書類の提出を求めるものとする。
 - （1）改善措置を必要とする事項を報告したときの理事会、運営委員会等の議事録の写し
 - （2）特に必要と認められる事項について改善は正措置を検討したときの理事会、運営委員会等の議事録の写し
 - （3）その他必要と認める書類
 - 6 前項による報告が不十分である場合は、必要に応じて追加の改善を求め、改善状況の変更について、様式2及び改善の確認ができる書類等により報告を求めることができるものとする。

（指導監査結果等の公開）

第12条 法人及び施設等に対する指導監査の結果等について、福祉サービスを利用しようとする者の福祉サービスの選択に資するため、県のホームページに公開するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる取扱要綱は廃止する。

社会福祉法人等指導監査事務取扱要綱

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条及び第5条関係）

対象法人・施設	根拠法令
社会福祉法人	社会福祉法第56条
老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム	老人福祉法第18条
老人福祉法第5条の3に規定する軽費老人ホーム	社会福祉法第70条
児童福祉法第7条第1項に規定する乳児院、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設	児童福祉法第46条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第83条に規定する障害者支援施設	社会福祉法第70条
生活保護法第38条に規定する救護施設	生活保護法第44条